

マカオ来日本人旅客等による金地金 112kg 不正輸入事犯を告発

沖縄地区税関は、平成27年12月16日、金地金を密輸入しようとした犯則嫌疑者6名について、平成28年6月28日、関税法及び消費税法並びに地方税法違反で東京地方検察庁に告発した。

犯則（押収）物件

金地金	112塊（112キログラム）
鑑定価格	4億7,572万6,706円

犯則嫌疑者らは、平成27年12月16日、マカオから航空機を利用し那覇空港に到着・入国した際、同航空機に積まれていた金地金が隠匿されたスーツケースが残存する事実を申告せず、同スーツケースに対する税関検査を免れさせようとする一方、入国に伴う税関検査を受けるに際し、同スーツケースが同航空機内に残存している事実及び同スーツケース内に隠匿された金地金を輸入する事実を秘し、税関長の許可を受けることなく輸入しようとするとともに、これらに対する消費税及び地方消費税を免れようとしたが、那覇空港税関支署職員により発見され摘発されたもの。

（ほ脱税額 消費税：2千997万700円、地方消費税：808万7,300円）